



# 茨城県報

第 613 号

令和 7 年 (2025 年) 5 月 19 日

月曜日

## 目次

| 告 示                                      | ページ |
|------------------------------------------|-----|
| ●指定公金事務取扱者の委託 (行政経営課) .....              | 1   |
| 公 告                                      |     |
| ●管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) .....           | 2   |
| ●管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) .....           | 3   |
| ●基本測量の終了 (2 件) (用地課) .....               | 3   |
| ●公共測量の終了 (用地課) .....                     | 4   |
| ●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催 (2 件) (都市計画課) ..... | 4   |
| ●落札者等の公示 (下水道課) .....                    | 13  |
| ●開発行為の工事完了 (建築指導課) .....                 | 13  |
| ●建築基準法による道路の指定の廃止 (建築指導課) .....          | 13  |
| ●入札公告 (生活衛生課) .....                      | 14  |
| (病 院 局)                                  |     |
| ●落札者等の公示 .....                           | 19  |
| (教 育 委 員 会)                              |     |
| ●落札者等の公示 .....                           | 19  |

## 告 示

### 茨城県告示第556号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2 第 1 項の規定により、次のとおり収納の事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 受託者

所在地 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号紀尾井町ビル

名 称 弁護士法人一番町総合法律事務所 代表社員弁護士 神崎 浩昭

#### 2 歳入の種別

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例 (平成 8 年茨城県条例第57号) の規定に基づく使用料及び手数料、茨城県県営住宅条例 (平成 9 年茨城県条例第54号) の規定に基づく家賃及び駐車場の使用料並びに茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例 (昭和37年茨城県条例第47号)、茨城県奨学資金貸与条

例（昭和38年茨城県条例第18号）、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号）、茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成 5 年茨城県条例第26号）、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号）、茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号）、茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号）、茨城県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第34号）、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年茨城県規則第 1 号）、茨城県農業改良資金貸付規程（平成14年茨城県告示第1339号）及び中小企業事業継続応援貸付金要項の規定に基づく貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金、茨城県県営住宅条例（平成 9 年茨城県条例第54号）の規定に基づく損害賠償金、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく不当利得による返還金のうち収入未済となり、かつ県で委託することが適当であると判断したもの。

3 指定公金事務取扱者に指定した日及び公金事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 公 告

### ●管理理容師資格認定講習会の指定

管理理容師資格認定講習会について、次のとおり理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の 4 第 2 項の規定により指定する。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 主催者

東京都渋谷区笹塚 2 丁目 1 - 6 JMF ビル笹塚 0 1 8 階

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

東京都渋谷区笹塚 2 丁目 1 - 6 JMF ビル笹塚 0 1 8 階

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部

電話 03 (5579) 6115

3 講習期間及び日程

令和 7 年 11 月 17 日から令和 7 年 11 月 25 日までの間における次の 3 日間

| 講 習 日 |                  | 午 前        | 午 後     |
|-------|------------------|------------|---------|
| 第 1 日 | 令和 7 年 11 月 17 日 | 公衆衛生及び衛生管理 | 公 衆 衛 生 |
| 第 2 日 | 令和 7 年 11 月 18 日 | 衛 生 管 理    | 衛 生 管 理 |
| 第 3 日 | 令和 7 年 11 月 25 日 | 衛 生 管 理    | 衛 生 管 理 |

4 申込書の配布及び受付期間

募集期間 令和 7 年 8 月 18 日から令和 7 年 8 月 28 日まで

配布受付 令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 9 月 22 日まで

5 講習会場の名称及び所在地

水戸市民会館  
茨城県水戸市泉町 1 丁目 7－1

- 6 講習予定人員  
10名
- 7 講習料  
1 人 20,000円

●管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により指定する。

令和 7 年 5 月19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 主催者  
東京都渋谷区笹塚 2 丁目 1－6 JMF ビル笹塚 0 1 8 階  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地  
東京都渋谷区笹塚 2 丁目 1－6 JMF ビル笹塚 0 1 8 階  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部  
電話 03（5579）6115

- 3 講習期間及び日程  
令和 7 年11月17日から令和 7 年11月25日までの間における次の 3 日間

| 講 習 日 |              | 午 前        | 午 後     |
|-------|--------------|------------|---------|
| 第 1 日 | 令和 7 年11月17日 | 公衆衛生及び衛生管理 | 公 衆 衛 生 |
| 第 2 日 | 令和 7 年11月18日 | 衛 生 管 理    | 衛 生 管 理 |
| 第 3 日 | 令和 7 年11月25日 | 衛 生 管 理    | 衛 生 管 理 |

- 4 申込書の配布及び受付期間  
募集期間 令和 7 年 8 月18日から令和 7 年 8 月28日まで  
配布受付 令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 9 月22日まで
- 5 講習会場の名称及び所在地  
水戸市民会館  
茨城県水戸市泉町 1 丁目 7－1

- 6 講習予定人員  
80名
- 7 講習料  
1 人 20,000円

●基本測定の終了

茨城県報で公示した測量法（昭和24年法律第188号）第 4 条の規定に基づく「基本測定の実施」について、同法第

14 条第 2 項の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 県 報 公 示 日 令和 6 年 4 月 1 日
- 2 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 3 作 業 種 類 基本測量（空中写真撮影）
- 4 作 業 終 了 日 令和 7 年 3 月 31 日
- 5 作 業 地 域 鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市

- ~~~~~
- 1 県 報 公 示 日 令和 6 年 4 月 11 日
  - 2 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
  - 3 作 業 種 類 基本測量（オルソ作成）
  - 4 作 業 終 了 日 令和 7 年 3 月 31 日
  - 5 作 業 地 域 龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市
- ~~~~~

#### ●公共測量の実施

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 測量計画機関 牛久市
  - 2 作 業 種 類 公共測量（空中写真測量）
  - 3 作 業 期 間 令和 7 年 12 月 1 日から  
令和 8 年 3 月 31 日まで
  - 4 作 業 地 域 牛久市 全域（58.92km<sup>2</sup>）
- ~~~~~

#### ●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

つくばみらい都市計画区域区分の変更案の作成について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和 44 年茨城県規則第 71 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会を開催しない。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                           | 場 所                                                | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                             |
|-------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年 6 月 3 日<br>午後 1 時 30 分 | つくばみらい市役所谷和原庁舎<br>2 階第 1・2 会議室<br>つくばみらい市加藤 237 番地 | 提 出 先<br>水戸市笠原町 978 番 6<br>茨城県知事 大井川 和彦<br>（土木部都市局都市計画課扱い）<br>提出期限<br>令和 7 年 5 月 27 日（必着のこと。）<br>様 式<br>別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

区域区分

(2) 都市計画の内容

市街化区域と市街化調整区域との区分の変更

(3) 都市計画を変更する土地の区域（位置図参照）

ア 市街化区域に追加する部分

〈（仮称）みらい平東地区〉

つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、字上海道の各一部  
大字伊奈東 字伊奈東の一部

(4) 案の作成理由

つくばみらい都市計画区域は、本県の南部に位置し、東京都心から 40km 圏にあって、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に基づく近郊整備地帯に指定されている。

本区域においては、国道 294 号、354 号、常磐自動車道などの広域的な交通体系の整備の進展や、東京圏の外延的な拡大によって人口や産業の集積が図られてきた。また、平成 17 年にはつくばエクスプレスが開通し、つくばエクスプレス沿線開発や周辺道路の整備が進み、みらい平駅周辺の市街地においては現在も人口が増加している状況である。

本区域においては、昭和 45 年 7 月に区域区分を定め、首都圏などから受ける市街化圧力等を適切に制御し、これまでに 7 回の定期見直しと 4 回の随時変更を行い、適切な市街化区域の規模を確保してきたところである。

今回、市街化区域に編入する（仮称）みらい平東地区は、つくばエクスプレスみらい平駅から南東約 1 km の位置にあり、暫定開通した都市計画道路 3・2・1 小張南太田線とつくばみらい市道地区幹線 3 号に隣接し、伊奈東の市街化区域と接する地区である。また、令和 3 年 9 月に策定されたつくばみらい都市計画区域マスタープランにおいては、農林漁業と健全な調和を図りつつ、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証した上で、市街化区域への編入や地区計画制度等を活用する地区とされており、つくばみらい市都市計画マスタープランにおいては、伊奈東市街地との一体化を念頭に、市街地の拡大検討を行い、人口の受皿となる安全安心な市街地形成を検討する地区として位置付けられている。

本地区周辺においては、つくばエクスプレス沿線開発の進展により、人口の増加が続いており、人口増加や居住誘導に対応するため、住宅地を中心とした新たな市街地の拡大が求められている。

このような状況の中、本地区においては、近接する伊奈東市街地地域との連携強化を図りながら、周辺の自然環境や田園環境と調和した、ゆとりある街並み景観に配慮した良好な住宅地の形成を目指して土地区画整理事業

が計画されているところである。

これらのことから、みらい平駅周辺市街地における人口増加や居住誘導への対応を目指し、住宅地を中心とした新たな市街地の形成を図るため、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

(5) 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 7 年 5 月 19 日から令和 7 年 5 月 27 日まで（土曜日、日曜日を除く。）

閲覧場所 公聴会に関する問合せ先に同じ。

3 公聴会に関する問合せ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) つくばみらい市加藤237番地

つくばみらい市都市建設部都市計画課

電話 0297-58-2111

別 掲

## 公 述 申 出 書

つくばみらい都市計画区域区分の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
（土木部都市局都市計画課扱い）

案 件 名 つくばみらい都市計画区域区分の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

歳

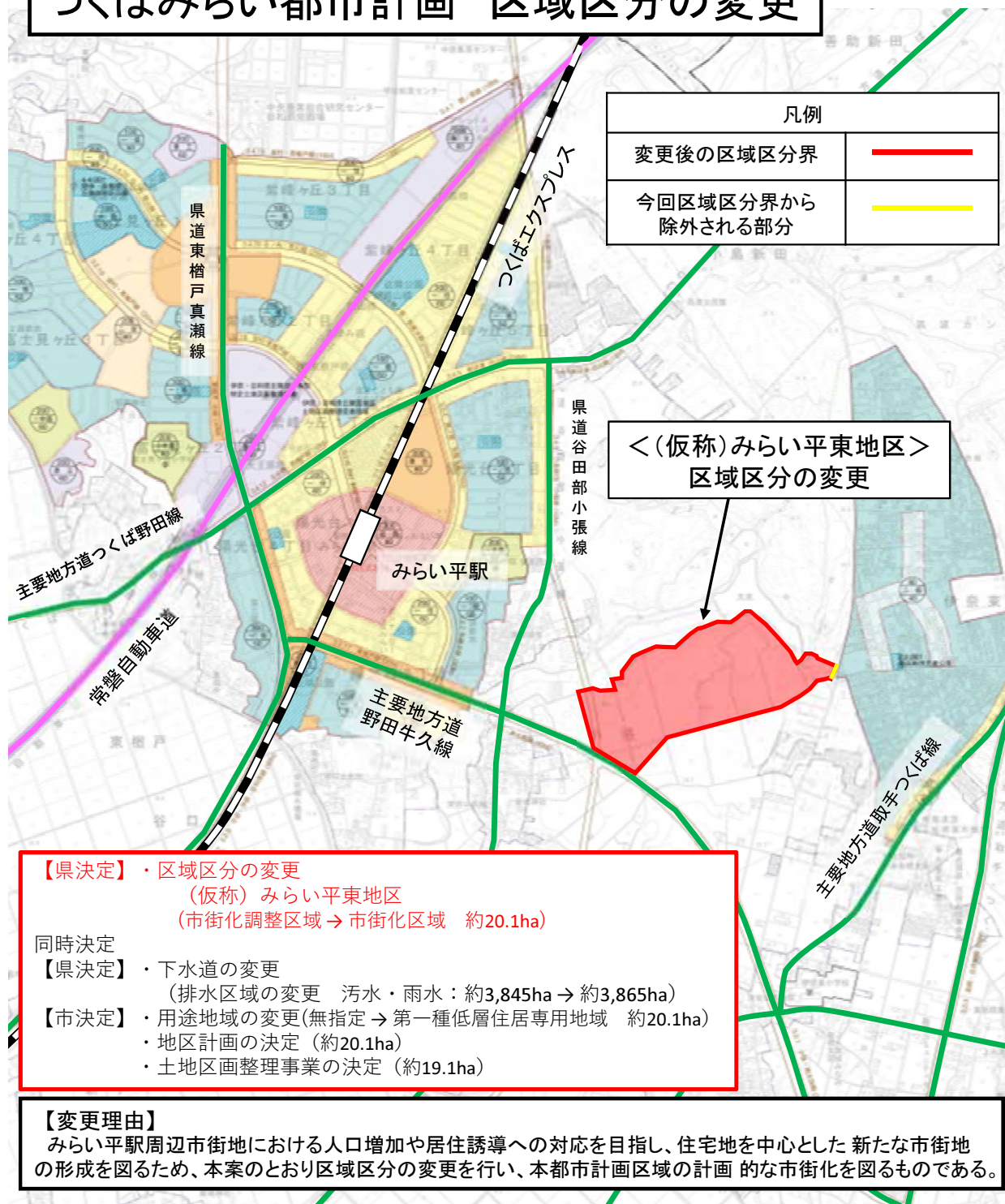
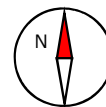
職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については 400 字程度で記載すること。

## 位置図

## つくばみらい都市計画 区域区分の変更





●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会を開催しない。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                           | 場 所                                                  | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                             |
|-------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年 6 月 3 日<br>午後 1 時 30 分 | つくばみらい市役所谷和原庁舎<br>2 階第 1 ・ 2 会議室<br>つくばみらい市加藤 237 番地 | 提 出 先<br>水戸市笠原町 978 番 6<br>茨城県知事 大井川 和彦<br>（土木部都市局都市計画課扱い）<br>提出期限<br>令和 7 年 5 月 27 日（必着のこと。）<br>様 式<br>別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

下水道（取手・つくばみらい公共下水道）

(2) 都市計画の内容

排水区域の変更

(3) 都市計画を変更する土地の区域（位置図参照）

排水区域

汚水

（追加する部分）

つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、字上海道の各一部

大字伊奈東 字伊奈東の一部

雨水

（追加する部分）

つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、字上海道の各一部

大字伊奈東 字伊奈東の一部

(4) 案の作成理由

取手都市計画区域は、取手市及び守谷市の全域、つくばみらい都市計画区域は、つくばみらい市の全域で構成され、本県の南部、東京都心から 40km 圏内に位置し、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に基づく近郊整備地帯に指定されている。

つくばみらい都市計画区域では、国道 294 号や 354 号、常磐自動車道、つくばエクスプレス等の広域的な交通体

系の整備の進展や、東京圏の外延的な拡大によって、人口や産業などの集積が進み、今後も人口の定着や都市化の進行が予想される。

特に、つくばエクスプレス沿線開発の進展により人口増加が続いており、それに対応するため、住宅地を中心とした新たな市街地の拡大が求められていることから、みらい平駅から南東に 1 km のみらい平周辺地区で住宅地を中心とした市街地の形成を図ることとしている。

取手市及びつくばみらい市の一部における下水の排除については、公共用水域の水質改善を目的とした汚水排水処理施設の整備を行うため、旧取手市及び旧藤代町において昭和 55 年 12 月に、旧伊奈村において昭和 58 年 4 月に下水道の都市計画を決定した。

以降、平成 17 年 3 月に旧取手市と旧藤代町が合併し取手市となり、平成 18 年 3 月に旧伊奈村（当時伊奈町）と旧谷和原村が合併しつくばみらい市となった。これまでに 9 回の都市計画変更を経て、現在では、取手・つくばみらい公共下水道事業として、排水区域は約 3,845ha となっている。

今回、排水区域を拡大する地区は、つくばみらい市の（仮称）みらい平東地区である。（仮称）みらい平東地区は、茨城県生活排水ベストプラン（令和 5 年 3 月）には位置付けられていないものの、現在見直し中の利根川流域別下水道整備総合計画に位置付けられる予定である。

これらのことから、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与すると共に、利根川水系をはじめとする公共水域の水質の保全及び住民の生活環境の改善を図るため、本案のとおり都市計画を変更するものである。

(5) 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 7 年 5 月 19 日から令和 7 年 5 月 27 日まで（土曜日、日曜日を除く。）

閲覧場所 公聴会に関する問合せ先に同じ。

3 公聴会に関する問合せ先

(1) 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) つくばみらい市加藤 237 番地

つくばみらい市都市建設部都市計画課

電話 0297-58-2111

別 掲

## 公 述 申 出 書

取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

歳

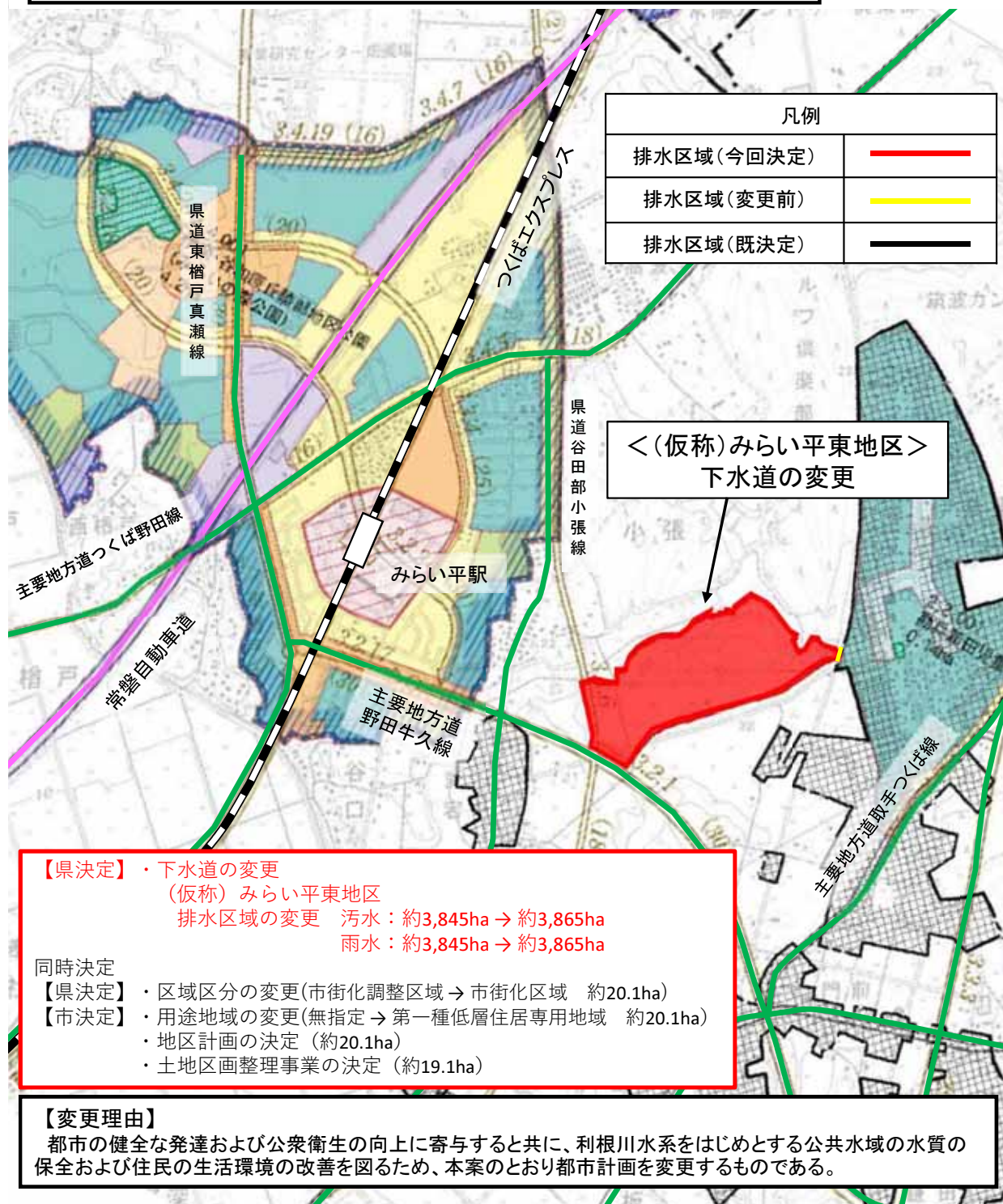
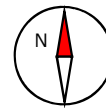
職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については 400 字程度で記載すること。

## 位置図

## 取手都市計画及びつくばみらい都市計画 下水道の変更



## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事由

①茨城県下水道課財務会計システム水道標準プラットフォーム移行及びバージョンアップ対応業務委託 ②土木部都市局下水道課 水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 7 年 4 月 25 日 ④株式会社 N T T データ・アイ 代表取締役社長 白井 紳一 東京都新宿区揚場町 1 番 18 号 ⑤48,642,000 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字駒場字新山道 949 番 3、950 番、951 番 2
- 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡茨城町大字駒場 1201 番地  
長谷川 博 之

## ●建築基準法による道路の指定の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定を廃止したので、公告する。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 指定番号 潮土木指令第 389 号
- 2 廃止する道路の種類 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定廃止の年月日 令和 7 年 4 月 30 日
- 4 廃止する指定道路の位置  
鹿嶋市大字佐田字平五郎内 434 番 3
- 5 廃止する指定道路の延長及び幅員  
延長 24.75 メートル  
幅員 4.00 メートル

## ●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達に係る賃借機器の名称及び数量

高速液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析計機器 一式

## (2) 調達に係る賃借機器の特質等

高速液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析計仕様書による。

## (3) 契約の期間

契約開始日から 7 年間（84 か月）。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は、解除できるものとする。

## (4) 納入（設置）場所

茨城県衛生研究所 3 階 中央機器室（茨城県水戸市笠原町993番 2）

## (5) この調達は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

## 2 担当部局

〒310－8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室 担当 飛田

電話 029－301－3424

F A X 029－301－0800

所属メールアドレス：seiei2@pref.ibaraki.lg.jp

## 3 入札参加資格

## (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

## (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

## (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

## (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## (5) 賃借物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

## (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

## (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者又は次に掲げ



る者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2 の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2 の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書等の閲覧期間及び場所

##### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から令和 7 年 6 月 10 日（火）まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

##### (2) 茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室

ア 期間

入札公告の日から令和 7 年 6 月 10 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県庁 14 階 茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室

##### (3) 茨城県衛生研究所

ア 期間

入札公告の日から令和 7 年 6 月 10 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県水戸市笠原町 993 番 2

茨城県衛生研究所

#### 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、以下の期間に必要な応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 現地確認期間

公告の日から令和 7 年 5 月 30 日（金）正午まで

イ 質問受付期間

公告の日から令和 7 年 5 月 30 日（金）正午まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

ウ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

エ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに 2 の担当部局に対して電話により到達確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3 (4) から (8) までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、電子契約サービスの利用を希望する場合は、別紙様式メールアドレス確認書を併せて提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 10 日（火）正午まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記



録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

本公告における契約金額は貸借期間84か月の総額で積算し、入札に当たっては、入札書には賃借料の月額を記載すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引替え、又は撤回することができない。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 7 月 1 日（火）午前11時

イ 場所

茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室（県庁舎14階）

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。

- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

なお、契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保管する。

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Liquid Chromatographic MS/MS Type Mass Spectrometer
- (2) Time limit for tender:  
Time limit of tender (by hand): 5:00 p. m., June 30, 2025  
Time limit of tender (by mail): 5:00 p. m., June 30, 2025

Time limit of tender(by system): 5:00 p.m., June 30, 2025

(3) Submission location and contact number

Food Safety Section, Public Health Division, Department of Health and Medical Care,  
Ibaraki Prefectural Government  
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan  
TEL 029-301-3424

~~~~~  
(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県病院事業管理者 軸 屋 智 昭

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第22号）第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①統合医療情報システム保守業務委託 ②茨城県病院局経営管理課 茨城県水戸市笠原町978番 6 ③令和 7 年 4 月 1 日 ④株式会社 A I T 東京都江東区佐賀一丁目 5 番 6 号 ⑤123, 297, 240円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） ⑥随意契約 ⑦なし ⑧地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項2号

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 5 月 19 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県立歴史館歴史公文書デジタル化及びデジタルアーカイブシステム保守・運用業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育庁総務企画部文化課 水戸市笠原町978番 6
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ムサシ 代表取締役社長 羽鳥 雅孝  
東京都中央区銀座八丁目20番36号
- 5 随意契約に係る契約金額

99,978,340 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）  
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1（代）